

議第12号

高山市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市国民健康保険財政調整基金の設置目的等を変更するため改正しようとする。

高山市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険財政調整基金条例（昭和39年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市国民健康保険の保険給付費、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源その他保健事業に要する費用に充当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、高山市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(積立て)</u></p> <p>第2条 <u>基金は、前年度の療養の給付に要した保険者負担額及び前年度に納付した後期高齢者支援金等の総額の2分の1に相当する額に達するまで、国民健康保険事業特別会計の各会計年度において決算上剰余金が生じたとき、その全部又は一部を積み立てるものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市国民健康保険の保険給付費及び<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源その他保健事業に要する費用に充当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、高山市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(積立て)</u></p> <p>第2条 <u>基金への積立ては、毎年度国民健康保険事業特別会計の事業勘定の予算の定めるところにより行うことができる。</u></p> <p><u>2 国民健康保険事業特別会計の事業勘定の各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、地方自治法第233条の2の規定により、市長において必要と認める額を基金に編入することができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。